



山形県公報

平成18年2月10日(金)
第1715号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則..... (生産流通課) ...169

### 告 示

肥料の登録..... (農業技術課) ...173  
肥料の登録の有効期間の更新..... (同) ... 同  
国土調査の成果の認証..... (農村計画課) ... 同  
同..... (同) ...174  
土地改良区の管理規程の変更の認可..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同  
民有保安林指定の解除の予定..... (森 林 課) ... 同  
市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ...175  
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... (同) ... 同  
道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ...176  
屋外広告物講習会の実施..... (都市計画課) ... 同  
一般競争入札の公告..... (庄内総合支庁建設総務課) ... 同

## 規 則

山形県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第4号

#### 山形県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

山形県水産業協同組合法施行細則(平成7年3月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第11条第5項(法第87条第6項、法第93条第4項及び法第97条第5項)を「第11条第8項(法第87条第9項、法第93条第7項及び法第97条第8項)に、「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(1)の2 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の設定又は変更の認可の申請 資源管理規程設定(変更)認可申請書(別記様式第1号の2)

(1)の3 水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出 資源管理規程廃止届出書(別記様式第1号の3)

第2条第2号中「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改め、同条第3号中「第11条の4」を「第11条の5」に改め、同条第4号中「第11条の6第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に、「第87条の3第1項及び第2項後段(これらの規定を法第100条第1項において準用する場合を含む。)並びに法第96条第1項」を「第92条第1項、法第96条第1項及び法第100条第1項」に、「信用の供与」を「信用の供与等」に、「信用供与限度額を」を「信用供与等限度額を」に、「信用供与限度額超過承認申請書」を「信用供与等限度額超過承認申請書」に改める。

第2条第5号及び第6号を次のように改める。

(5)及び(6) 削除

第2条第7号中「第15条の3第1項」を「第15条の2第1項」に改め、同条第8号中「第17条第3項前段」を「第17条第4項前段」に、「に至った」を「こととなった」に改め、同条第12号及び第13号中「第54条の2第4項」を「第54条の2第7項」に改め、同条第14号中「第86条第3項」を「第86条第4項」に改め、同条第15号中「第86条第4項」を「第86条第5項」に、「第86条第3項」を「第86条第4項」に改め、同条第16号から第18号までの規定中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改め、同条第20号から第22号までを次のように改める。

(20)法第87条の3第4項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認可対象会社を子会社とすることの認可の申請 認可対象会社の子会社化認可申請書(別記様式第20号)

(21)法第87条の3第5項ただし書(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による担保権の実行等により子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とすることの認可の申請 担保権の実行等により子会社となった認可対象会社の子会社化認可申請書(別記様式第21号)

(22)法第87条の3第9項(法第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認可対象会社以外の子会社対象会社を子会社とすることの届出 認可対象会社以外の子会社対象会社の子会社化届(別記様式第22号) 第4条中「第86条第3項」を「第86条第4項」に改める。

第10条中「第11条第1項第1号から第3号まで及び第5号」を「第11条第1項第3号から第5号まで及び第7号」に改める。

第11条中「とし、当該書類の提出は、組合の主たる事務所の所在地を所管する総合支庁長を経由して行わなければならない」を「とする」に改める。

別記様式第1号中「第11条第5項」を「第11条第8項」に、「第87条第6項、第93条第4項、第97条第5項」を「第87条第9項、第93条第7項、第97条第8項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号 )

資源管理規程設定(変更)認可申請書

資源管理規程の設定(変更)について認可を受けたいので、水産業協同組合法第11条の2第1項(第92条第1項において準用する同法第11条の2第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の関係条文の抜粋
- 3 事業計画書又は事業実績書
- 4 総会(総代会)議事録謄本
- 5 資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員(漁業協同組合連合会にあっては、当該漁業を営む会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員)の3分の2以上(漁業協同組合連合会にあっては、全員)の書面による同意を得たことを証明する書面
- 6 水産業協同組合法施行規則第5条第1項第4号に規定する資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合は、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証明する書面
- 7 資源管理規程を設定しようとする場合は、資源管理規程
- 8 資源管理規程を変更しようとする場合は、変更に係る条文の新旧対照表及びその変更が当該資源管理規程に定める手続に従って行われたことを証明する書面
- 9 その他知事が必要と認める書類

## 様式第1号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号)

## 資源管理規程廃止届出書

資源管理規程を廃止したので、水産業協同組合法施行令第3条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の関係条文の抜粋
- 3 事業実績書
- 4 総会(総代会)議事録謄本
- 5 資源管理規程の廃止が当該資源管理規程に定める手続に従って行われたことを証明する書面

別記様式第2号中「第11条の3」を「第11条の4」に改める。

別記様式第3号中「第11条の4」を「第11条の5」に改める。

別記様式第4号中「信用供与限度額超過承認申請書」を「信用供与等限度額超過承認申請書」に、「信用供与限度額を」を「信用供与等限度額を」に、「第16条の5第1項ただし書(第87条の3第1項(第2項後段)において準用する同法第16条の5第1項ただし書、第96条第1項において準用する同法第16条の5第1項ただし書、第100条第1項において準用する同法第87条の3第1項(第2項後段)において準用する同法第16条の5第1項ただし書)」を「第11条の8第1項ただし書(第92条1項、第96条第1項、第100条第1項)において準用する同法第11条の8第1項ただし書)」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

## 様式第5号及び様式第6号 削除

別記様式第7号中「第15条の3」を「第15条の2」に改める。

別記様式第8号中「に至った」を「こととなった」に、「同条第3項前段」を「同条第4項前段」に改める。

別記様式第12号中「第54条の2第4項」を「第54条の2第7項」に、「第54条の2第1項」を「第54条の2第4項」に、「第54条の2第3項」を「第54条の2第6項」に改める。

別記様式第13号中「第54条の2第4項」を「第54条の2第7項」に改める。

別記様式第14号中「第86条第3項」を「第86条第4項」に、「第34条第9項ただし書」を「第34条第10項ただし書」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改める。

別記様式第18号(1)中「第86条第4項」を「第86条第5項」に、「第34条第9項本文」を「第34条第10項本文」に改める。

別記様式第18号(2)中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改める。

別記様式第20号から別記様式第22号までを次のように改める。

## 様式第20号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号)

## 認可対象会社の子会社化認可申請書

認可対象会社を子会社とすることについて認可を受けたいので、水産業協同組合法第87条の3第4項(第100条第1項において準用する同法第87条の3第4項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

認可対象会社の名称及び主たる営業所の所在地

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の関係条文の抜粋
- 3 当該組合(連合会)及び子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他事業、財産及び損益の状況を明らかにする書類
- 4 認可後における収支の見込みを記載した書面
- 5 認可後における当該組合(連合会)及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 6 当該子会社の業務の内容、役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第21号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号)

担保権の実行等により子会社となった認可対象会社の子会社化認可申請書

担保権の実行等により子会社となった認可対象会社について、引き続き子会社としたいので、水産業協同組合法第87条の3第5項ただし書(同法第100条第1項において準用する同法第87条の3第5項ただし書)の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 定款の関係条文の抜粋
- 3 当該組合(連合会)及び子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他事業、財産及び損益の状況を明らかにする書類
- 4 認可後における収支の見込みを記載した書面
- 5 認可後における当該組合(連合会)及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 6 当該子会社の業務の内容、役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第22号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号)

認可対象会社以外の子会社対象会社の子会社化届

認可対象会社以外の子会社対象会社を子会社としたので、水産業協同組合法第87条の3第9項(第100条第1項において準用する同法第87条の3第9項)の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 認可対象会社以外の子会社対象会社の名称及び主たる営業所の所在地
- 2 子会社とした年月日

添付書類

- 1 子会社の業務の内容を記載した書類
- 2 子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損益処理計算書その他業務、財産及び損益を明らかにする書類
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第32号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第82号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号         | 肥料の種類 | 肥料の名称         | 保証成分量(%)              | その他の規格 | 生産業者           |                           | 登録年月日          |
|--------------|-------|---------------|-----------------------|--------|----------------|---------------------------|----------------|
|              |       |               |                       |        | 名称             | 住所                        |                |
| 山形県<br>第465号 | 蒸製骨粉  | スープ滓骨粉<br>(骨) | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量21.0 |        | 丸善食品工業<br>株式会社 | 東京都板橋区成<br>増一丁目30番13<br>号 | 平成<br>17. 9. 9 |
| 山形県<br>第466号 | 肉骨粉   | スープ滓骨粉<br>(粉) | 窒素全量 5.0<br>りん酸全量14.0 |        | 同              | 同                         | 同              |

## 山形県告示第83号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号         | 肥料の種類                | 肥料の名称                 | 保証成分量(%)                          | その他の規格                                 | 生産業者          |                             | 有効年月日           |
|--------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|---------------|-----------------------------|-----------------|
|              |                      |                       |                                   |                                        | 名称            | 住所                          |                 |
| 山形県<br>第445号 | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 粒状米ぬか油<br>粕           | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 1.0 |                                        | コーユ株式会<br>社   | 山形県酒田市松<br>美町13番地212        | 平成<br>24. 2. 4  |
| 山形県<br>第448号 | 混合有機<br>質肥料          | 油かす入りバ<br>イオ肥料コー<br>ユ | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 6.0<br>加里全量 2.0 | 許容の(%)規<br>有れ成大公<br>を分量と<br>含書最は格<br>り | 同             | 同                           | 平成<br>20. 9. 27 |
| 山形県<br>第462号 | 混合有機<br>質肥料          | 鮭パワー                  | 窒素全量 6.0<br>りん酸全量 3.0<br>加里全量 2.0 | 同                                      | 枅川鮭漁業生<br>産組合 | 山形県飽海郡遊<br>佐町直世字山居<br>62-25 | 平成<br>21. 1. 21 |

## 山形県告示第84号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
長井市
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成17年12月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
長井市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
川原沢、寺泉の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年2月3日

## 山形県告示第85号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
南陽市
- 2 調査を行った期間  
平成7年6月30日から平成9年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
中落合、西落合の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年2月3日

## 山形県告示第86号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の廃止を次のとおり認可した。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
寒河江市大字西根字石川西375 - 3
- 3 廃止に係る管理規程の名称  
昭和堰頭首工管理規程及び高松堰頭首工管理規程
- 4 廃止に係る管理規程の概要
  - (1) 昭和堰頭首工管理規程  
昭和堰頭首工の維持操作、その他の管理について必要な事項を定めるもの
  - (2) 高松堰頭首工管理規程  
高松堰頭首工の維持操作、その他の管理について必要な事項を定めるもの
- 5 廃止年月日  
平成18年3月31日

## 山形県告示第87号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
鶴岡市西沼字砂停原57 - 2、393、426から432まで、439、440
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
鶴岡市茨新田字千花山160、161、218、219、224、225、229、232、235、236、239、240、241、246、250、251、259、260、264
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

3 (1) 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市下川字七窪215、221、222、228、229、長崎字下畑618から621まで、626から629まで、632、633、637、638、641、642、644、645、647、648、650、651、654から656まで、658、659、661、662、664、665、667、668、670から672まで、674、675、678から680まで、682から684まで、687、688、690、691、693、694、696、697、700、702、704、705、709から711まで、713、714、716から720まで、723から725まで、727、728、730、731、733、734、736、737、739、740、742、743、746から748まで、750、751、753、754、757、758、字花見原428から430まで、432、433、435から437まで、439、446、451、456、457、467、472、473、478、479、484、485、490、491、492、497、502、541、542

- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

(関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項規定により、同条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鶴岡都市計画地区計画  
(2) 名称 小真木原地区地区計画

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき温海町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

温海都市計画用途地域

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 中川代川尻余目線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長      |
|----------------------------------|---|------|-----------------|---------|
| 鶴岡市羽黒町川代字中川代402番1から<br>同 407番2まで |   | 旧    | 27.2メートル<br>7.0 | 340メートル |
| 同                                | 上 | 新    | 26.4メートル<br>7.0 | 同上      |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 利右工門
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際19番地
  - (4) 定款に記載された目的  
本会は、山形県における民間非営利活動組織(以下、NPOという)活動の推進に寄与し、広く地域や分野を越えたNPOの活動基盤強化およびネットワークをはかるとともに、企業や行政との協働を促進し、市民社会の発展に貢献することを目的とする。

山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成18年2月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成18年3月13日(月) 午前9時45分から午後5時まで  
平成18年3月14日(火) 午前9時から午後4時20分まで
  - (2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁601会議室
- 2 受講手続  
受講申込書を平成18年3月3日(金)までに山形市松波二丁目8番1号山形県土木部都市計画課に提出すること。  
なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。
- 3 その他  
詳細については、土木部都市計画課(電話023(630)2584)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪トラックの売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年2月10日

山形県庄内総合支庁長 村 上 正 敏

- 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁入札室（1階）
  - (2) 日 時 平成18年2月28日（火）午後1時10分
- 2 入札に付する事項
- (1) 入札に付する物件  
除雪トラック ニッサンディーゼル U-CF520GN改型 初年度登録 平成2年12月  
自動車登録番号 庄内88や514 自動車検査証の有効期限 平成18年12月10日
  - (2) 入札に付する物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 入札方法  
総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 建設業者、建設機械賃貸業者、建設業関係協同組合であって直接自己の事業目的に使用する者又はスクラップ業者であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課総務係  
電話番号0235 - 66 - 2111（内線415）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札の詳細等は、入札説明書による。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に記載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札資格確認申請書を平成18年2月16日（木）までに山形県庄内総合支庁建設部建設総務課総務係へ提出すること。
  - (3) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所  
イ 日 時 平成18年2月14日（火）午後2時  
ロ 場 所 鶴岡市日出二丁目10 - 40 山形県庄内総合支庁建設部鶴岡分所

平成18年2月10日印刷  
平成18年2月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056